



平成21年 5月27日

各 医 師 会

感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会

感染症危機管理担当理事

原 口 宏 之

(公 印 省 略)

県内発生時の対応について (重要)

5月25日に福岡県内において新型インフルエンザ患者が発生したことに伴い、『県内発生時の対応』について福岡県が別添のとおり公表いたしましたのでお知らせいたします。

記

【医療対応】

(1) 入院勧告について

- ・患者については、症状に関係なく、感染症指定医療機関へ入院させる。ただし、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になる可能性が高くなった場合や病院運営に困難を生じた場合、軽症者については在宅での療養に切り替える。

(2) 外来体制について

- ・現在、開設している専用外来（発熱外来）は、継続する。ただし、患者数が多数となり、専用外来での受け入れに困難を生じることとなった場合には、すべての医療機関で外来診療を行うこととする。
- ・発熱患者が、透析を行っている医療機関、産科医療機関を受診する際には、事前に電話連絡した上で受診するよう呼びかける。

(3) 入院体制について

- ・重症患者やハイリスク患者（妊婦、乳幼児、高齢者、基礎疾患のある人等）の治療において、必要と認められた場合は、「入院協力医療機関」の協力を得て行うこととする。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

県内発生時の対応について

海外（特に米国）や国内（神戸、大阪）での発生状況により、感染力は季節性インフルエンザと同様に強いこと、多くの患者が軽症のまま回復していること、治療については、抗インフルエンザウイルス薬の効果があること、しかし、海外では、基礎疾患のある人たちを中心に重症化する傾向があり、死亡例も報告されていることを考慮し、県内発生時の対応について、次のとおりとする。

1 医療対応

(1) 入院勧告について

- 患者については、症状に関係なく、感染症指定医療機関へ入院させる。ただし、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になる可能性が高くなった場合や病院運営に困難を生じた場合、軽症者については在宅での療養に切り替える。

(2) 外来体制について

- 現在、開設している専用外来（発熱外来）は、継続する。ただし、患者数が多数となり、専用外来での受け入れに困難を生じることとなった場合には、すべての医療機関で外来診療を行うこととする。
- 発熱患者が、透析を行っている医療機関、産科医療機関を受診する際には、事前に電話連絡した上で受診するよう呼びかける。

(3) 入院体制について

- 重症患者やハイリスク患者（妊婦、乳幼児、高齢者、基礎疾患のある人等）の治療において、必要と認められた場合は、「入院協力医療機関」の協力を得て行うこととする。

2 社会対応

(1) 県民への呼びかけ

- 感染拡大防止のため、手洗いやうがいの励行、咳エチケットの徹底、人ごみでのマスクの着用、なるべく人ごみを避けるよう呼びかける。

(2) 集会、スポーツ大会等の実施方法の検討

- 開催に当たっての感染防止の徹底を要請する。

(3) 事業者に対する要請

- 事業者に対し、事業運営において感染防止の徹底を要請する。

(4) 学校・保育施設等の臨時休業の要請

- 学校、放課後児童クラブ、保育所等において感染者が児童生徒である場合、当該学校等の臨時休業を要請する。なお、学校等が地域の感染源となりやすいことから、感染者が発生した地域の学校等において、健康チェックの強化を行い、感染の早期把握に努めるものとする。

感染拡大を防止する上で特に必要な場合、市区町村の一部又は全部での臨時休業を要請する。

- ・ 通所に係る障害者施設及び介護事業所において感染者が発生した場合は臨時休業を要請する。ただし、利用形態等から濃厚接触者の限定が可能なときは施設の休業は要請しない。

3 情報提供

- (1) 県民に対する周知
引き続き、ホームページや新聞、テレビ等を通じ、適切な感染予防策や電話相談窓口について周知していく。
- (2) 医療機関や市町村等への情報提供
医療機関や市町村等に対して、適宜必要な情報を提供する。